

独裁政治化する安倍政権、劣化させられる民主的制度

2014年7月15日 長谷川泰司

また7月がやってきました。私はまた一つ年を取り、71歳になりました。昨年「生まれた時は戦争中だった」を書いて、皆さんに読んでいただきました。それから一年。戦争の足音が更に高くなるような気がしているのは、私だけではないでしょう。2003年、イラク戦争に自衛隊が派遣されました。その時は「非戦闘地域」に限定した派遣であるということで、これでは国際貢献などできないと政権与党は盛んに喧伝したものでした。これは裏を返せば、アメリカの希望するような戦闘部隊とならなかった、ということでしょう。今回の安保法案は、そうした政権与党とアメリカ政府の希望に沿った行動が出来ることを狙ったものとしたか、考えようがありません。ここ10数年の自民党のやり方を見ている限り、国民の安全を守るといった言いぐさは見え透いた嘘でしかないと思わざるを得ません。今思っていることを少し書き連ねてみます。お付き合いください。

1. 議論無視の安倍政権

2015年7月15日、安保法案の強行採決が行われました。当日の委員会で安倍首相は、「国民の理解が進んでいない」ことを自ら認めたくなくて、採決に踏み切ったのです。そこには、自分が正しいと考えていることは誰が何と言ってもやるのだ、という独裁者の考えが色濃く出ています。今回の議論は「理解できない、難しくてわからない」というレベルではないのです。余りに矛盾が多くて、法事国家としてあるまじき法律だということが日に日に明らかになっているという代物です。逆にあまりにも分かりやすい。だから反対の声が多いのです。ある学者は、「これは議会制民主主義という名を借りたクーデタだ」と言っています。

5月14日に閣議決定され安保11法案が国会に上程されて以後、7月15日に強行採決に至る過程で、有識者が今回の審議について、その違憲性について様々に指摘していました。6月5日には、衆議院憲法審査会で3人の憲法学者が意見を表明、こぞって今の安保法案が憲法違反であると断じました。7月13日には中央公聴会が開かれ、外交評論家の岡本行夫氏、東京慈恵会医科大教授の小沢隆一氏、首都大学東京准教授の木村草太氏、同志社大学長の村田晃嗣氏、法政大教授の山口二郎氏が意見を述べています。3名の委員が法案の違法性を問題にしていますが、法案に賛成の岡本氏などは安全保障問題に論点をすり替え、政府を擁護しました。立憲政治の根本を揺るがす問題であるにも関わらず、他国からの侵略という論点で危機感をあおる、という外交評論家としてあるまじき意見を述べていました（ちなみに私は諸外国との意見の食い違いは、外交交渉（話し合い）で解決すべき、と考えており、岡本氏のように軍事力を前提に論を進めるのは外交ではないと考えています。それゆえ、岡本氏の議論は外交評論家の名にも値しないと思っています）。

国会の外でも、有名無名の多くの人々が疑問を表明し、国会の周りには毎日数万の市民が今回の安倍政権のやり方を批判して抗議行動を起こしています。

2. この1年を振り返る

ここに至るまでに、この1年安倍政権は目を覆いたくなるような施策を矢継ぎ早に実施し

てきています。目についた施策を挙げてみましょう。

- ・防衛装備移転三原則（2014年4月1日に閣議決定）
- ・エネルギー基本計画（2014年4月11日に閣議決定）
- ・オスプレイ17機の購入と本土配備（2014年5月）
- ・沖縄辺野古移設へ着工（2014年7月）
- ・沖縄知事に翁長氏当選も政府は執拗に面会を拒否（2014年11月～）
- ・「報道ステーション」へ「公平中立」に報道を求める文書を提示（2014年11月）
 - ※「報道ステーション」で古賀茂明氏が「官邸のみなさんにはものすごいバッシングを受けてきました」などと発言（2015年3月）
- ・特定機密保護法施行（2014年12月）
- ・自民党情報通信戦略調査会がテレビ朝日とNHKを呼び、報道番組の内容について事情聴取（2015年4月）
- ・アメリカ上下両院で議会演説をおこない、（国会審議はそっちのけで）夏までに安保法案を成立させると表明（2015年4月）
- ・自民党若手議員の勉強会「文化芸術懇話会」が作家の百田氏を招いた会合で、百田氏は「沖縄の新聞2紙と東京、朝日、毎日をつぶさなければならない」などと発言、集まった議員からは「マスコミをこらしめるには広告料収入をなくせばいい。文化人が経団連に働き掛けてほしい」といった発言が出た（2015年6月）

安倍政権は、今は安保法制を通すことに血眼になっていますが、一方で、更に先を見据えた動きも起こっています。私は、狙いは基本的人権の制限だと思っています。その先頭を切って実施されているのが教育への権力の介入でしょう。教科書の選択や道徳教育の必須化、指導要領による教育内容の規制問題等、小中高校への教育内容への介入は目に余るものがあります。更には、大学にまで入学式や卒業式での国旗掲揚や国歌斉唱が強要されようとしています。下村文科大臣は「お願い」などと言っていますが、予算権を握って、大学を意のままにしようとしている思惑が見え見えです。今年の3月には、理工系人材の戦略的育成なる方針を発表しました。以前から独立行政法人化することで予算の付け方を厳しくするなどの施策を着実に実施していますが、その総仕上げをこれから行っていくようしています。自由にものを言う大学人への抑え込みが、次のターゲットでしょう。

3. 形骸化する諸制度

勿論こうした具体的な施策に対する危機感もありますが、より問題となるのは、今迄作られてきた様々な民主的制度の形骸化、劣化であると、私は感じています。

たとえば、先に述べた憲法審査会です。各党から要請された有識者が論理的に発言しても、全くそれを考慮しない、中央公聴会もしかり、沖縄の翁長知事への対応しかり、原発に関する科学者・技術者の意見に対する対応しかり。政権は自分に不利な発言の場合は、それがどれだけ論理的で、検討に値するものであっても、一顧だにしません。無視を決め込みます。国会での審議については、その中身ではなく何時間議論したかだけを取り上げ、審議は十分に尽くされた、といます。

福島第1原子力発電所の事故に関していえば、国会事故調の結果も、政府事故調の結果も

すべて無視されています。政府も国会も取り上げようとしません。ということなのでしょう。制度は、形だけ整えられて無視されています。

そのことで最近一番不愉快に感じたのはパブコメという制度です。具体的な事例を紹介します。

5月21日に、伊方原発3号機の工事申請に関する原子力規制委員会の「審査書」が出され、それへの意見が公募されました。いわゆる、パブリックコメント（パブコメ）です。公的機関が政策などを決定する前に市民から広く意見を求めるパブコメは、民主国家としてのこの国の成熟度を示す重要な制度であると私は考えていました。たとえば、私は原子力発電の稼働に疑問を持っていますが、そのことを述べる機会に限られており、パブコメはその有効な方法であると思えたのです。

しかし、過去何回かパブコメを提出して、この制度に対する行政の姿勢に非常な疑問を持つようになりました。まず、規制委員会の出す「審査書」が、毎回ほぼ同じ内容なのです。対象となる原子力発電所が異なるのだから、「審査書」の内容も異なるのではないか、と思うのですが、大半が一字一句同じ文章でできています。勿論、パブコメで多くの市民が提起した疑問や意見も、その後に出された「審査書」に反映されることはありません。パブコメに対する規制委員会の見解も出されるのですが、木で鼻をくくったような回答ばかりです。

パブコメという方法の底にある考えは、広く市民の考えを政策に反映しようというものと、私は信じています。「お任せ民主主義」からの脱却を図るためにはこのような制度が重要なのだという認識が、国民の中にあつたからこそできた制度でしょう。素晴らしい制度だと思えます、真に活かされれば。

しかし、今この制度は、市民の意見を掬い上げるのではなく、切り捨てるために運用されています。「皆さんの意見を聞く制度は用意してあります、どうぞ自由に意見を言ってください、ただ、それによって私たちの考えは変わりません」、という風に思えてなりません。

4. どう立ち向かうか

こうした形骸化にどう立ち向かっていけばいいのか。ことパブコメに関していえば、その問題の研究者でもない門外漢が、自分の意見をパブコメとして表明するには、大変な労力を必要とします。特に仕事を持っている人にとっては、生半可な作業ではありません。それでも、「意見を言わないと政府案に賛成と見なされてしまう」、あるいは「ここはそうではないと考えている」、そうしたことをどのような形ででも、ひとこと発言したい、その思いで、多くの人はパブコメを書こうとしているのだと思います。私もそうです。だから、その問題が気になって、そうではないという発言をしたい人間がいるのだということを、政府・行政に伝えることが大切だと、私は考えています。どんな形でもいい、どんなに不十分でもいい、どんなに拙くてもいい、出し続けるしかない、と思っています。その力がいつの日にかパブコメのまっとうな運営につながることを信じて書き続けるしかないと思っています。

同様のことは、政策への反対の意思表示であるデモや、色々なところで開かれる公聴会にも言えます。私たちは今色々な権利や民主的な制度を持っています。そうした制度や権利をもちながら、それを活かし切れていないのが現状です。

「お任せ民主主義」からどう脱却するかが私の課題だと、71歳になってようやく、あるいはつくづく思っています。考えれば、「お任せ民主主義」からの脱却のためには、(過剰残業や通勤、雇用といった)労働の問題、教育問題、家庭生活、等が関連していて、それらの抱えている問題の制度は、形だけ整えられて無視されています。解決も一方で図りながらということになるのでしょうか。また、人としての価値観をどこに置くのか、という難しい問題も絡んできます。

ただ、ほっておいたのでは、それこそ次世代につけ回しするだけなのです。戦に取られるのは私たちの孫の世代です。借金を作り、教育を台無しにし、そのうえ戦にまで取られるような目にあわせることを、私たちの世代が行った、という汚名だけは避けたいものです。71歳のボケ頭で少しずつ考えていきます。

参考までに、以下の資料を一緒に載せておきます。ヒトラーは「ワイマール憲法」のもとで、あのファシズムを実施したのだそうです。「もしもヒトラーが政権獲得四周年の1937年に死んでいたとしたら、疑いもなくドイツ史上の最も偉大な人物の一人として後世に名を残したことだろう」(トーランド『アドルフ・ヒトラー』)という評価もあるそうです。なお、黄色の網掛けは私がつけたものです。

ファシズム：日本大百科全書(ニッポニカ)の説明

第一次世界大戦直後の1920年代初頭から第二次大戦終結時点の1945年までの約4半世紀間にわたり、世界の多くの地域に一時期出現した、まったく新しい**タイプ**の強権的、独裁的、非民主的な性格をもった政治運動、政治・経済・**社会思想**、**政治体制**の総称。

ファシズムは、イタリア、ドイツ、日本をはじめとして、スペイン、オーストリア、ポルトガル、ルーマニア、旧ユーゴスラビア、ハンガリー、ノルウェー、スウェーデン、イギリスなどの西・東欧諸国、またアルゼンチン、チリ、ブラジルなどの南米諸国においても発生した。これらの国々のうちで、とくにイタリア、ドイツ、日本の3国がファシズム国家の典型とされるのは、一つには、その地において強力なファシズム政権が確立されたこと、さらにより重要なことは、これら日独伊3国が、第二次大戦の一方の当事国として、イギリス、アメリカ、フランス、旧ソ連などのいわゆる民主主義陣営を敵に回して、それらの国々と戦ったからである。

では、この世界史上まったく新しいタイプの運動・思想・体制をなぜファシズムとよぶのか。それは、このような運動・思想が最初にイタリアのムッソリーニによって提唱され、かつイタリアにおいてファシズム体制が確立されたからである。ファッショ fascio という語は、イタリア語の「束」を意味し、そこから転じて、「団結」「結束」を表す語として用いられるようになった。第一次大戦中、参戦派のサンジカリストたちが「革命的参戦行動ファッシ」という名称の組織をつくり、戦後、ムッソリーニがこの組織を継承して「戦闘ファッシ」とし、1921年には「国民ファシスタ党」という政党に改組した。これ以後、ファシズムということばが、独裁的・非議会主義的・反共主義的な運動・思想・体制の総称として広く一般に用いられるようになった。[田中 浩]

発生因[目次を見る](#)

ファシズムが第一次大戦後のイタリアやドイツにおいて発生した理由は二つ考えられる。一つは、大戦後の未曾有(みぞう)の経済的危機とそれによる政治的危機の出現という問題である。もう一つは、大戦後、世界史上初めてロシアの地に社会主義国家が誕生し、各国に脅威を与えたことである。イギリスやフランスよりも2、3世紀遅れて近代国家を形成したイタリアやドイツは、植民地分割競争に乗りおくれたため当然にその経済的基盤が弱く、大戦の影響をまともに受け、深刻な失業、貧困、インフレ問題などは、国家的存立はもとより、中産階級以下の人々にとって深刻な死活問題ともなった。ファシズム運動が、政治運動、思想運動としては排外主義的なナショナリズムを前面に掲げ、経済的には、**先進帝国主義列強の非を鳴らしつつ国家の強力なリーダーシップによる経済成長と国民生活の安定を図る**と称して「下からの革命」を唱え、中産階級を主体に——ファシズムを中産階級の行動や思想から説明するファシズム論はこ

れに起因する——広く労働者階級までも組織に組み入れることに成功したのは、第一次大戦直後の異常事態を抜きにしてはとうてい考えられないであろう。

ところで、資本主義経済の危機を解決する方法としては、ファシズムの道のほかに社会主義への道があった。事実、そのようなものとしてロシアにおいてはレーニンの指導する社会主義政権が樹立された。このことは、各国の労働者階級を勇気づけ、世界的に社会主義運動や労働運動が高揚する。しかし、ファシズム運動の指導者たちは、階級闘争の激化は国家的破滅につながるものとしてこれを厳しく弾圧した。ファシズムが民族主義的性格を色濃くもち、反資本主義、反議会主義、反民主主義を唱えるとともに、反社会主義、反共産主義を掲げて、一党独裁による極端な国家主義(ステイティズム)を強調したのは、ひとえにソ連社会主義の自国への影響を恐れたためであったといえよう。このようにみると、**ファシズムと社会主義は、19世紀末以降とくに顕在化した資本主義の矛盾とその全般的危機に対する対応策として出現したものである**ことがわかる。しかし、この両者はまったく違った道を歩み、社会主義国家は民主主義社会の建設を目ざし、ファシズム国家は、個人の自由や民主主義を否定する全体主義的な国家体制の確立を追求し、そのことは帝国主義的侵略主義と結び付き、結局、この両者は第二次大戦において対決することになる。[田中 浩]

ファシズムの性格 [目次を見る](#)

ドイツでは、ファシズムという語よりも**ナチズム**という語が用いられ、日本では**天皇制ファシズムあるいは全体主義**という語が用いられたように、ひと口にファシズムといっても、3国におけるファシズムの内容はかならずしも同じではないが、共通する性格について述べる。

(1) 国家による経済の統制・監督 ファシズム運動は、そもそも自由主義的な資本主義経済の危機を契機に発生したこともあって、ファシズムにおいては国家による経済の統制・監督という思想が強い。ムツソリーニは、このような干渉主義を混合経済とよび、そのような政治・経済体制を資本と労働の協同体方式によって建設することに全力を注いでいる。またドイツの政治学者カール・シュミットは、ファシズム国家を全体主義国家 *totalen Staat* と規定し、この国家の特質は「**国家が社会(経済)を呑(の)み尽くす**」点で全体的であると述べている。もっとも19世紀末以来、資本主義国家においても福祉国家への転換が図られ、国家や政府の指導・監督がしだいに強化されつつあったし、社会主義国家においては計画経済の下に経済は完全にコントロールされている。この点については、三つの政治・経済体制は一見似通って見える。しかし、ファシズム国家の場合には、**市民的自由や労働者の権利はまったく否定され、個人の経済活動も国家利益に従属させられている**という点で、資本主義国家や社会主義国家の場合とその様相を大きく異にしているといえる。

(2) **狂信的民族主義** ファシズムの第二の特質は、その偏狭な狂信的民族主義にある。ムツソリーニは、ファシスタ党が政権をとる「ローマへの進軍」を前にして、民族の概念がマルクス主義的な階級概念よりも優位しているとの演説を行った。彼によれば、国家とは民族が政治制度において具現化されたものであった。彼は、ファシズム国家は「下から形成・組織された国家」であると述べ、国民に対して国家への民族的統一を呼びかけ、階級闘争による国家分裂の行動を否定している。他方、フランス革命当時であってもなお300を超える領邦国家に分裂

していたドイツ人にとっては、イギリスやフランスのような近代的統一国家の形成は、いわば民族の悲願ともいえるべきものであった。統一国家＝帝国(ライヒ)Reichと民族(フォルク)Volkという概念がドイツ民族統一のための長年にわたる合点ことばとなったのはこの理由による。ここから「ゲルマン民族の優越性」「血の純潔」「血と大地」「反ユダヤ主義」というドイツ特有の民族概念が生まれた。ドイツ人によれば、ユダヤ人は世界中の国々に潜入して資本主義的利益を獲得するために狂奔し、他方では、ユダヤのマルクス主義は、インターナショナルな楽園をこの地上に創出すると称して民族の統一を妨げている、というわけである。ナチ党がユダヤ人を大量虐殺し、またユダヤ人マルクスの唱えた社会主義や共産主義を憎悪しこれを厳しく弾圧したのは、ドイツ人特有の民族概念を知ることによって初めて解明できる。

この点、日本における民族概念の政治的機能は、イタリアやドイツの場合と異なる。日本では、国家は有史以来、大和(やまと)民族というほとんど単一の民族で構成され、その民族が天皇を頂点として統合されてきたと考えられていた。日本において、「下からの革命」という運動が欠如しているのはそのためである。そして、こうした民族概念は、明治維新以後の「富国強兵策」の時代から十五年戦争期にかけて、天孫民族による世界統治こそ神聖至上なりとする「八紘一宇(はっこういちう)」の思想にまで高められ、それは国民意志を統合する最重要な精神的契機となり、明治以来のアジア侵略や帝国主義戦争を正当化する思想となったのである。もっとも民族的使命感を強調する思想は、15、16世紀以来、帝国主義的植民地略奪を遂行しつつあった西欧人の間でも、「白人の責務」「キリスト教国民による未開人の教化」という形で唱えられたが、ファシズムの場合には、偏狭な民族主義が極端な形にまで進んだものといえよう。

(3) 反自由主義・反議会主義・反マルクス主義 ファシズムは社会主義と異なり、資本主義そのものは否定しないが、その政治思想や政治制度には反対する。そのことが一見ファシズム国家は反資本主義的性格をもつと思われがちだが、ファシズムの真の敵はマルクス主義、社会主義国家である。ではなぜ、ファシズムは反自由主義、反議会主義の立場をとるのか。それは、シュミットによれば、議会制民主主義は、本来敵であるべき社会党やとくに共産党の存在を許しているためだ、という。また20世紀に入って労働者階級の力が強大となったが、敵を敵として扱わず、討論相手にしているような議会制民主主義のやり方では、とうていこの強大な新しい社会階級に敵対できない、したがって、いまや議会主義ではなく一党独裁によって階級敵に對抗し、これを絶滅しなければならない、というわけである。こうして、ファシズムは、いずれの国においても社会主義運動や階級闘争を厳しく弾圧したが、そのことは、日本の「治安警察法」や「治安維持法」の適用にもみられるように、市民的自由や議会制民主主義などの一般的民主主義までも全面的に否定することとなり、ここに、全体主義的なファシズム国家体制が確立されたのである。〔田中 浩〕

ファシズムの成立と形態 [目次を見る](#)

(1) イタリアのファシズム ファシズム国家という点でもっとも典型的なのはイタリアの場合であろう。なぜなら、そこでは、資本主義の危機を乗り越えるために、国民のナショナリズムに訴えて大衆的支持を得ることを目指し、政治と経済の緊密な協同・結合を図ってファシズム

体制をつくりあげようと試みているからである。ムッソリーニは、1922年の政権獲得後ただちに、資本家と労働者双方の職業組合を結合し、経済的諸関係の全体的規制と生産的統一秩序のための方策を決定できる協同体 *corporazione* 方式により、資本主義国家を協同体国家へと改編しよう——ここに、ファシズムを、資本主義の危機に際しての独占資本家層による新しいブルジョア独裁の変種とみるコミンテルン規定が生まれた——と試みている。この協同体では、頂点に「協同体全国協議会」があり、その下部に22の協同体が設けられている。各協同体はそれぞれの生産部門の経済活動を監督・指導する。「全国協議会」は、生産の私的イニシアティブは尊重しつつ、それが協同体において全経済の利益、国家の利益と調和するように図る権限を有する。この協同体国家への改編は34年2月に協同体に立法権が与えられることによって完成した。こうしてムッソリーニは、資本主義の矛盾と Kommunismus からの脅威を克服したと称する強大な国家建設と世界進出の夢を結合させることによって、33年1月に政権を獲得したドイツ・ナチズムと連帯を強めつつ、エチオピア侵略、国際連盟脱退、日独伊三国同盟の締結を経て、枢軸国の一員として第二次大戦に参戦するのである。

(2) ドイツのナチズム ナチ党は、1923年のミュンヘンでの一揆(いっき)に失敗して以後、議席拡大による合法的な権力獲得の道を追求し、敗戦によって失われたかつてのドイツ民族の栄光を回復するという旗印を掲げ、大量の失業軍人や不安定な状況に置かれていた広範な中・小生産者層を結集し、また「国民社会主義ドイツ労働者党」という紛らわしい党名によって労働者階級の一部をも引き付けることに成功した。29年に始まった世界大恐慌の出現は、ナチ党の党勢拡大に弾みをつけた。32年の選挙ではついに第一党の地位についたが、その狂信的政治信条を恐れた支配層は、ヒトラーに政権を移譲することをためらった。しかし、30年代の深刻な政治的・経済的危機を解決する能力を失った支配層は、Kommunismus の脅威よりもファシズムをよしとして、ついに33年1月にヒトラーに政権を渡した。この時点では支配層は、ナチ党をコントロールできるものと楽観視していたようである。しかし、首相ヒトラーは、**ワイマール憲法第48条に規定された大統領の非常大権を有効に活用して組合運動や政党活動を抑圧し、33年3月24日には「民族と帝国の危難排除のための法律」を制定してたちまちいっさいの権限をその手中に収めた。**この法律によりワイマール共和国は崩壊し、以後、ヒトラーは、「歓呼」と「喝采(かっさい)」という方式によって彼の命令と意志を無条件に支持する全体主義的独裁体制を確立し、第二次大戦への道を目ざして戦争準備を始めることになる。

(3) 日本のファシズム 日本のファシズムは「天皇制ファシズム」とよばれるように、明治憲法体制の下で長年かけてつくりあげてきた**国民の天皇信仰**を背景に、軍部・官僚による「上から」の強権的国家体制を形成して十五年戦争を遂行したという点で、「下から」の革命を目ざして国民を組織し、ファシズム政権を獲得したイタリアやドイツの場合と様相を異にする。この点をめぐって日本はファシズム国家ではなかったと主張する者もいる。しかし、この時期の日本でも**国家による経済の監督・統制の強化、「八紘一宇」の観念による侵略的民族主義の高唱、反自由主義・反民主主義・反議会主義・反社会主義などの思想教化、さらには国内的には国家総動員法の制定(1938)、大政翼賛会・大日本産業報国会の結成(1940)などを通じて機構的に天皇制ファシズム体制が確立**され、国際的には満州侵略(1931)、国際連盟からの脱退(1933)、日独伊三国同盟の締結(1940)などを断行した経過をみると、日本がファシズム国家であったことは間違いない。

(4) その他のファシズム体制 1920、30年代には、主要3国以外にも、ファシスト政権やフ

ファシズム運動が各国で相次いで出現している。たとえば 1920 年にはハンガリーにホルティ政権、28 年にはポーランドにピウスツキ政権、33 年にはポルトガルにサラザール政権、34 年にはオーストリアにドルフス政権、36 年にはスペインにフランコ政権、40 年にはルーマニアにアントネスク政権、また第二次大戦中には、チリ、ブラジル、アルゼンチンなどにファシスト政権が誕生した。そのほか、政権獲得までには至らなかったが、イギリスのモズリー一派の「イギリス・ファシスト同盟」、アメリカの「アメリカ・ナチス党」、フランスのモーラスらの「アクション・フランセーズ」などのファシズム運動が、またカナダ、ベルギー、オランダ、ノルウェー、フィンランド、インドなどでもファシズム運動が出現したのである。こうした政権や運動は、第二次大戦後ほとんどその姿を消したが、フランコ政権のように戦後に至ってもなおしばらく生き残った政権もあった。[田中 浩]

戦後のファシズム問題 [目次を見る](#)

第二次大戦での日独伊 3 国の敗北によりファシズム国家はひとまずこの地上から姿を消した。しかし、ファシズムの運動や思想が民主主義への挑戦・否定を含むものであったということからすれば、今日においてファシズム再現の危険性がまったくなくなったとはいえない。戦後はファシズムという用語よりも全体主義ということばが用いられているようだが、たとえば 1950 年代前半における米ソの対立激化のなかで、アメリカはスターリン体制を全体主義として非難し、他方旧ソ連は、当時、思想・信条の自由を抑圧していたアメリカのマッカーシズムを全体主義として攻撃した。第二次大戦が、人権と自由の観念が希薄であり、民主的な政治制度の確立がきわめて不十分であった日独伊 3 国によって引き起こされたことを考えれば、それは、今日の時点においてファシズムの再現を防ぐ方法は何かをわれわれに教えているといえないだろうか。[田中 浩]

『山崎功著『ファシズム体制』（1972・御茶の水書房）▽山口定著『現代ファシズム論の諸潮流』（1978・有斐閣）▽東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』全 8 冊（1978～80・東京大学出版会）▽田中浩著『カール・シュミット』（1992・未来社）』

民主政体でなぜ独裁？＝「ナチス憲法」Q&A

時事通信 2013 年 8 月 2 日

麻生太郎副総理兼財務相のいわゆる「ナチス憲法」発言が物議を醸している。

ドイツは第 1 次世界大戦（1914～18 年）の敗北に伴って帝政が崩壊し、当時の欧州の中で最も進歩的な民主政体とされるワイマール共和国が成立した。その進んだワイマール憲法下で実施された選挙で、ヒトラー率いるナチス党（国家社会主義ドイツ労働者党）が第一党の座を獲得し、独裁体制へ突き進むわけだが、麻生氏が言うような「ナチス憲法」といったものは存在しなかった。ナチス政権の下でも、ワイマール憲法は形骸化しながらも残っていたのであって、「ナチス憲法」に取って代わられたわけではない。

Q どうしてヒトラーはそんな民主的な憲法の下で、独裁体制を構築できたのだろうか。

A 1933年1月のヒトラー内閣成立直後の3月、国会で「**全権委任法**」が可決された。これは**政府に立法権を委ねる法律**で、ヒトラーはこれによってワイマール憲法を無視し、大統領の承認や国会の制約も受けずに国を支配することが可能になった。当初は時限立法だったが、更新が繰り返され、ナチス独裁に正当性を与える法的根拠となった。全権委任法は、国会議席の3分の2以上の賛成がなければ成立できない法律だったが、ヒトラーの政治工作によって圧倒的賛成多数で可決された。

Q ナチスはユダヤ人迫害も法律にのっとって実行していったのか。

A その通り。全権委任法成立後、ナチスはユダヤ人迫害のための法律を次々に施行した。同法成立直後の4月には、非アーリア系（ユダヤ人）の公務員らを強制的に退職させる法律も制定された。ユダヤ人の社会権・生存権を否定する立法・政令は枚挙にいとまがないほどだ。反ユダヤ立法の最たるものは35年のニュルンベルク法で、ドイツ人との結婚を禁じるなどユダヤ人からあらゆる権利を剥奪した。

Q 全権委任法がヒトラーの暴走を許したわけだね。戦後のドイツはこの教訓をどう生かしているのだろうか。

A ワイマール憲法は実質的に、全権委任法の成立を可能にしていたと同時に、**危機に際して国家元首の権限を拡大する「緊急命令発布権」を認めていた**。これらがナチス独裁に道を開いたワイマール憲法の大きな弱点だった。その反省から、戦後のドイツ基本法（憲法）は**為政者への全権委任を認めていない**。また、改憲は連邦議会の3分の2以上の賛成で可能と規定されているが、**基本的人権や三権分立の保障を定めた条文の改正は決して認められていない**。

「湯沢平和の輪」（2013年8月3日） より

首相の座を射止めたヒトラーは、まず下記の犯罪的な手法で「全権委任法（＝授権法）」を制定しました。

「全権委任法」は国会の立法権を行政府に委ねるというもので、憲法の規定にないものであったため、その成立には議員の2/3以上の出席で2/3以上の賛成を要しました。

その要件をクリアするためにナチス政権は、まず反対する議員は拘束し、欠席した議員も出席とみなすという「特例法」を制定して、強引に全権委任法を成立させました。

ヒトラーはその全権委任法と、ワイマール憲法が認めていた「危機に際して国家元首の権限を拡大する『緊急命令発布権』」とにより、あの恐るべき絶対的権力を掌握しました。

全権委任法の成立の経過は政権与党による暴挙（＝犯罪）そのもので言語道断ですが、「緊急命令発布権」の方は憲法に規定されていた「合法的」なものでした。

実はそれと全く同じ条項が自民党改憲案にもあります。

「第9章 緊急事態」の99条「緊急事態の際には内閣は法律と同等の政令を制定できる」がそれで、いわゆる「非常時大権」に当たります。

ナチスの事例は改めてその条項の危険性を認識させてくれます。